

保 管 依 頼 書

(不動産(自動車を除く)以外)

喜茂別町長 様

下記、買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで喜茂別町に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記、買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、喜茂別町が一切責任を持たないことに同意します。

記

1. 買受財産

第()号

物件名

保管理由

保管期間 年 月 日～ 年 月 日

※但し、買受代金納入日から数えて60日を超えない。

2. 同意する条件

- (ア) 喜茂別町が一切の責任を持たないこと。
- (イ) 買受代金納付後に喜茂別町に費用が発生した場合、その全ての費用は買受人の負担となる。
- (ウ) 原則として保管維持に関わる作業は買受人委託業者にて対応する。
- (エ) 喜茂別町が、買受代金納付後から数えて60日を超えた場合、入札参加申込書に記載の住所へ買受人払いにて発送する。

年 月 日

買受人住所

買受人氏名

印